



# 宮 崎 県 公 報

令和4年1月20日(木曜日) 第 273 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定( " ) 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定(障がい福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定(3件) (自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知(4件) ( " ) 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(水産政策課) 3

- 海岸保全区域の指定(漁業管理課) 3
- 公 告
- 大規模小売店舗の新設に関する届出(商工政策課) 4
- 県営土地改良事業計画の変更(農村整備課) 4
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定( " ) 4
- 選挙管理委員会告示
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正( " ) 5
- 収用委員会告示
- 収用及び使用の裁決手続の開始決定(2件) ( " ) 5

## 告 示

### 宮崎県告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
尾鈴農協薬局	児湯郡川南町大字川南13593-1	令和3年12月31日

### 宮崎県告示第42号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字間溝乙 479-

者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社ハート薬局国富店	東諸郡国富町大字本庄2055-13	令和3年12月1日
尾鈴農協薬局	児湯郡川南町大字川南13593-1	令和4年1月1日

### 宮崎県告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4511910194	ほーむさぼーとれい	東諸郡国富町大字森永1900番地1	合同会社ゆらり	東諸郡国富町大字森永1900番地1	令和4年1月11日	短期入所

### 宮崎県告示第44号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字間溝乙 479-

- 9
- 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第45号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字上ノ水流乙1435-7、乙1440-3、乙1440-16、乙1445-2、乙1445-3

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第46号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字奈留字奈留2200-2、字谷川2213-1、2218-3、2218-5

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第47号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町三ヶ村字高良谷午 556-21、午 556-59、字内ノ口午 644-17、午 644-19

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第48号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字八重字柳 230-3、230-4

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第49号**

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字吉村 242-1、242-9から242-11まで、243-2、243-11

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第50号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡字大谷4364-1

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大谷4364-1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第51号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和3年10月18日
発起人の住所及び氏名	日南市 株式会社 向進水産 代表取締役 崎村 教一 日南市 春日水産 有限会社 代表取締役 渡邊 数也
加入区 の 名 称	南郷加入区

区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	ひき縄漁業及び小型かつお漁業

宮崎県告示第52号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県農政水産部漁業管理課において一般の縦覧に供する。

なお、昭和49年宮崎県告示第282号で指定した宮崎県日向灘沿岸土々呂漁港海岸東浜地区海岸保全区域は、廃止する。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 名称

宮崎県日向灘沿岸土々呂漁港海岸東浜地区海岸保全区域

- 2 区域並びに基準点、基点及び補助点の位置の表示

- (1) 区域

第一物揚場の臨海道路上に設置された<sup>びょう</sup>鉾(基-8)を基準点とし、以下(2)の表に掲げる基点1から基点17までを順次結んだ線、基点1と補助点1とを結んだ線、補助点1、補助点2、補助点4、補助点5及び補助点10から補助点14まで及び補助点17を順次結んだ線並びに基点17と補助点17とを結んだ線によって囲まれた区域

- (2) 基準点、基点及び補助点の位置の表示

基準点、基点及び補助点	基準点、基点及び補助点の位置
基準点	第一物揚場の臨海道路上に設置された <sup>びょう</sup> 鉾(基-8)(公共座標表示: X座標-53757.868、Y座標+64233.292)
基点1	基準点から 194° 07' 47" の方向へ 7.283mの点
基点2	基点1から07° 51' 45" の方向へ51.090mの点
基点3	基点2から 277° 32' 01" の方向へ51.918mの点
基点4	基点3から 359° 43' 47" の方向へ73.117mの点
基点5	基点4から 359° 46' 25" の方向へ 155.351mの点
基点6	基点5から02° 13' 07" の方向へ25.702mの点
基点7	基点6から11° 39' 59" の方向へ16.547mの点
基点8	基点7から19° 28' 47" の方向へ22.841mの点
基点9	基点8から30° 46' 04" の方向へ35.247mの点
基点10	基点9から43° 58' 28" の方向へ35.196mの点
基点11	基点10から55° 33' 29" の方向へ 159.145mの点
基点12	基点11から 137° 09' 29" の方向へ70.436mの点
基点13	基点12から 109° 05' 06" の方向へ15.833mの点
基点14	基点13から93° 32' 33" の方向へ15.149mの点
基点15	基点14から66° 35' 26" の方向へ21.863mの点
基点16	基点15から 336° 35' 26" の方向へ 7.100mの点
基点17	基点16から66° 35' 19" の方向へ 7.284mの点
補助点1	基点1から67° 48' 41" の方向へ76.638mの点

補助点2	基点2から75° 46′ 47″ の方向へ71.174mの点
補助点4	基点4から71° 54′ 47″ の方向へ66.318mの点
補助点5	基点5から85° 36′ 12″ の方向へ63.200mの点
補助点10	基点10から 130° 03′ 42″ の方向へ70.257mの点
補助点11	基点11から 181° 11′ 32″ の方向へ83.300mの点
補助点12	基点12から 212° 59′ 10″ の方向へ59.596mの点
補助点13	基点13から 191° 40′ 32″ の方向へ58.438mの点
補助点14	基点14から 170° 10′ 11″ の方向へ59.462mの点
補助点17	基点17から 156° 35′ 23″ の方向へ64.800mの点

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス恒久店  
宮崎市大字恒久字柳箆 767番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年9月12日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,133㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 44台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物敷地東側 10台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北西側 65㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内西側 11.73㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
1箇所 建物敷地東側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

- 8 届出年月日  
令和4年1月11日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
令和4年1月20日から令和4年5月20日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
  - (2) 期間  
令和4年1月20日から令和4年5月20日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、目引地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業（危険ため池））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和4年1月20日から令和4年2月18日まで
- 3 縦覧場所  
宮崎市役所農村整備課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、川間東地区米別府換地区県営土地改良事業（小林市、県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型））に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年1月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
決定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間  
令和 4 年 1 月 20 日から令和 4 年 2 月 18 日まで
- 縦覧場所  
小林市役所野尻庁舎地域整備課
- その他  
この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対し

て不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第 1 号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 月 20 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和 3 年 11 月 29 日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和 4 年 1 月 20 日現在)		
施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数	施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数
[略]			[略]		
跡江自治公民館	[略]		跡江自治公民館	[略]	
[略]			宮崎市清武地区交流 センター	宮崎市清武町今泉甲2694番地 3	200
[略]			宮崎市加納地区交流 センター	宮崎市清武町加納乙1047番地	200
[略]			[略]		
宮崎市田野文化会館	[略]		宮崎市田野地区農村 環境改善センター（ 田野文化会館）	[略]	
[略]			[略]		

## 収用委員会告示

### 宮崎県収用委員会告示第 1 号

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

令和 4 年 1 月 20 日

宮崎県収用委員会

- 起業者の名称  
国土交通大臣
- 事業の種類  
一般国道 220号改築工事（日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで）並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事
- 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
所在地：宮崎県日南市大字伊比井字鶯巣地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用の 裁決手 続開始 を決定 する面 積(㎡)	使用の 裁決手 続開始 を決定 する面 積(㎡)	使用の 方法	目的	使用 の 期間	
	公 簿	現 況	公 簿	実 測						
3945番乙	畑	山林	39		41.01 (別紙 、実測 平面図 (A) 部分)	22.49 (別紙 、実測 平面図 (B) 部分)	地表 及び 空中 の一 時使 用	橋台 設置 のた めの 工事 用道 路設 置及 び上 部工 架設 のた めの 支保 工設 置工 事	明渡 期限 の翌 日か ら起 算し て 1 ,350 日	
不明 ただし、 3942番 又は、 3945番乙	3942番 の場合 山林 3945番 乙の 場合 畑	山林	3942番の 場合 495 3945番乙 の場合 39		9.06 (別紙 、実測 平面図 (C) 部分)	6.60 (別紙 、実測 平面図 (D) 部分)				不 明
不明 ただし、 3945番乙 又は、 水	3945番 乙の 場合 畑	原野	3945番乙 の場合 39		51.48 (別紙 、実測 平面図 (E) 部分)	2.54 (別紙 、実測 平面図 (F) 部分)				
3942番	山林	山林	495		—	6.22 (別紙 、実測 平面図 (G) 部分)				

(備考) 実測平面図略

4 土地所有者の氏名及び住所

所在地：宮崎県日南市大字伊比井字鶯巣地内

地 番	土地所有者の氏名及び住所
3945番乙	鈴木 明美 宮崎県都城市都北町6452番地 4
不明 ただし、 3942番 又は、 3945番乙	3942番の場合 鶯巣地区自治会 代表者 伊比井 豊次 宮崎県日南市大字伊比井3964番地 2  3945番乙の場合 鈴木 明美 宮崎県都城市都北町6452番地 4
不明 ただし、	3945番乙の場合 鈴木 明美

3945番乙 又は、 水	宮崎県都城市都北町6452番地 4  水の場合 国土交通省所管国有財産法定受託者 宮崎県知事 河野 俊嗣 宮崎県宮崎市橋通東二丁目10番 1 号
3942番	鶯巣地区自治会 代表者 伊比井 豊次 宮崎県日南市大字伊比井3964番地 2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和 4 年 1 月 11 日

宮崎県収用委員会告示第 2 号

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 45 条の 2 の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

令和 4 年 1 月 20 日

宮崎県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道 220号改築工事（日南防災「北区間」・宮崎県宮崎市大字内海字大園地内から日南市大字伊比井字永迫地内まで及び同市大字伊比井字後浦地内から同市大字伊比井字坂口地内まで）並びにこれに伴う附帯工事、市道付替工事及び二級河川改修工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

所在地：宮崎県日南市大字伊比井字穴之迫地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用の裁決手続開始を決定する面積(㎡)	使用の裁決手続開始を決定する面積(㎡)	使用の方法	目的	使用の期間
	公 簿	現 況	公 簿	実 測					
3835番	畑	山林	776	1,053.03	103.40	9.50	地表の一時使用	水路設置のための床掘工事	令和7年4月1日から240日
3836番	畑	山林	396	705.39	286.24	6.03			

(備考) 実測平面図略

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人 (亡) 村社 チヨの相続人  
 持分2304分の 576 田中 利枝  
 東京都世田谷区玉川台 1 丁目 2 番 7 - 302号  
 持分2304分の36 河野 佳子  
 大阪府吹田市市内本町 3 丁目18番26号  
 持分2304分の18 河野 美恵  
 京都府京都市南区吉祥院中島町16番地  
 信開ガーデンコート西大路 402号  
 持分2304分の 9 河野 晃人  
 京都府京都市下京区西七条名倉町21番地53  
 持分2304分の 9 河野 真帆  
 京都府京都市南区吉祥院中島町16番地  
 信開ガーデンコート西大路 402号  
 持分2304分の36 河野 恵美子  
 大阪府吹田市市内本町 3 丁目18番26号  
 持分2304分の36 河野 政男  
 大阪府吹田市穂波町20番23 - 102号  
 持分2304分の36 河野 はるみ  
 大阪府吹田市市内本町 3 丁目 7 番10号  
 持分2304分の18 前田 奈津子  
 大阪府吹田市元町32番16号  
 持分2304分の18 松岡 陽子  
 大阪府吹田市日の出町21番 1 号  
 持分2304分の24 練木 香織  
 三重県津市河芸町南黒田1266番地  
 持分2304分の24 河野 澄恵  
 三重県津市久居緑が丘町一丁目 5 番地16

持分2304分の12 河野 早紀  
 三重県津市久居緑が丘町一丁目 5 番地16  
 持分2304分の12 河野 亜美  
 三重県津市久居緑が丘町一丁目 5 番地16  
 持分2304分の48 小牧 喜久子  
 宮崎県宮崎市吉村町浮之城甲20番地 1  
 ほほえみの街  
 持分2304分の48 河野 光温  
 神奈川県横浜市神奈川区青木町 2 番地 1  
 シーアイマシオン神奈川 514号  
 持分2304分の48 丸目 賢子  
 宮崎県宮崎市大島町原ノ島1625番地35  
 持分2304分の48 河野 典生  
 静岡県駿東郡長泉町下長窪 138番地の 2  
 持分2304分の48 西方 倫子  
 神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂三丁目33番 9 - 4 号  
 持分2304分の48 河野 耕三  
 宮崎県宮崎市青島 6 丁目 5 番18号  
 持分2304分の48 甲斐 敏浩  
 202 Mill Pond Crossing D Carrollton, GA 30116  
 持分2304分の48 甲斐 史哲  
 宮崎県宮崎市花山手西 1 丁目31番地 9  
 持分2304分の96 山中 恵美子  
 熊本県玉名市築地 260番地 4  
 持分2304分の96 牧野 久美子  
 宮崎県宮崎市吉村町図公甲1770番地 4  
 持分2304分の48 平部 智子  
 宮崎県宮崎市吉村町江田原甲 210番地12

持分2304分の16 平部 至識  
 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13509番地6  
 トロンルミネ 201号  
 持分2304分の16 徳丸 千香子  
 宮崎県宮崎市末広1丁目10番6号  
 持分2304分の16 平部 久貴  
 宮崎県宮崎市吉村町江田原甲 210番地6  
 持分2304分の96 平部 久彬  
 宮崎県宮崎市大字本郷南方2456番地1  
 持分2304分の48 平部 恵子  
 宮崎県宮崎市希望ヶ丘1丁目8番7号  
 持分2304分の16 平部 光史郎  
 宮崎県宮崎市希望ヶ丘1丁目8番7号  
 持分2304分の16 高江 久恵  
 宮崎県宮崎市大字本郷北方4077番地4  
 池田ファミリーゼーションG棟 102号  
 持分2304分の16 平部 大貴  
 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江2995番地1  
 間借家C棟  
 持分2304分の 144 藤井 喜代子  
 宮崎県日南市大字伊比井3944番地  
 持分2304分の36 羽川 裕子  
 宮崎県宮崎市江平東2丁目8番10号  
 持分2304分の36 藤井 博明  
 兵庫県尼崎市道意町3丁目11番地  
 持分2304分の36 藤井 靖浩  
 兵庫県尼崎市東難波町5丁目3番8-604号  
 持分2304分の36 藤井 郁雄  
 兵庫県尼崎市大庄中通3丁目33番地  
 阪田文化2F  
 持分2304分の 144 福田 正敏  
 神奈川県川崎市宮前区犬蔵1丁目36番9-2号  
 持分2304分の 144 福田 達徳  
 神奈川県川崎市宮前区犬蔵1丁目36番9-2号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

所在地：宮崎県日南市大字伊比井字穴之迫地内

地 番	関係人の氏名及び住所	権利の種類 その設定年月日等
3835番	抵当権者 (亡)梅村 友清の相続人 持分4分の2 梅村 チエ 埼玉県三郷市泉2丁目1番地6 アズハイム三郷	抵当権 大正2年11月4日 設定 第6758号
3836番	持分4分の1 氏部 信代 埼玉県三郷市さつき平2丁目2番2-1113号 持分4分の1 梅村 裕理 東京都目黒区碑文谷2丁目3番3-201号 コンフォリア碑文谷	抵当権 大正2年11月4日 設定 第6758号

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和4年1月11日